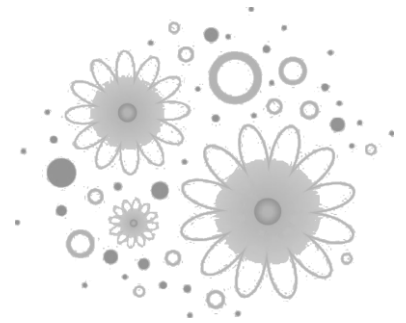
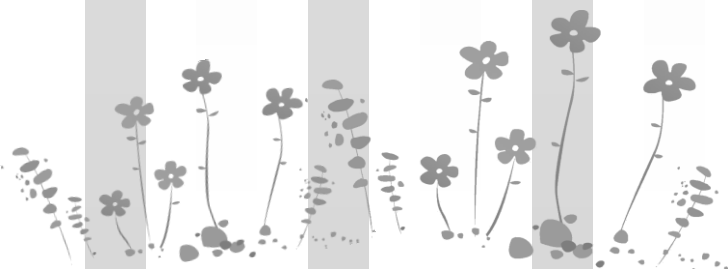


斑鳩町地域福祉計画 概要版



平成 31 年 3 月
斑 鳩 町



1. 「斑鳩町地域福祉計画」の策定

(1) 「斑鳩町地域福祉計画」とは

「斑鳩町地域福祉計画」を策定しました！

地域の多様な主体が相互に協力し、地域福祉を推進しながら地域共生社会の実現を目指します。

- 「斑鳩町地域福祉計画」は、人と人とのつながりの再構築を進めながら、誰もが安心して暮らすことのできる地域の実現を目指し、地域の多様な主体が参画していくための方針を示すものです。本計画の推進により、住民一人ひとりが地域福祉の担い手として参画し、歴史と文化が息づく本町に愛着を持っていつまでも住み続けたいと感じられる地域の実現を目指します。

地域福祉を
推進する多
様な主体

- 行政
- 福祉団体
- 民生委員・児童委員
- 地域住民
- 自治会
- ボランティア
- 企業
- 老人会
- …など

- 平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までを計画期間とします。策定後は計画の推進状況の評価・検証を行うとともに、法律や諸制度の変更や社会情勢の変化を踏まえて必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(2) 地域福祉の推進と、地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことを言います。



「地域共生社会」の実現に向けた方向性

◆◆◆公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換◆◆◆

- ・個人や世帯が抱える複合的な課題への包括的な支援の実施
- ・分野をまたがる総合的なサービス提供の支援

◆◆◆「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みづくり◆◆◆

- ・地域住民が様々な分野にわたる地域の生活課題を把握し、各関係機関との連携などによってその解決をはかる仕組みづくり
- ・行政と地域住民、関係機関などが円滑に協力できるよう包括的な支援が提供される体制の整備

地域共生社会に向けた取り組みの推進のために

福祉の各分野における共通事項を記載した、地域福祉計画の充実が求められています。

2. 地域福祉の推進に向けた課題

(1) アンケート調査の実施

「斑鳩町地域福祉計画」の策定を行うにあたり、住民の福祉に関する意見や実態を広く把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

対象	町内在住の18歳以上の町民1,200人（平成29年10月1日現在）
期間	平成29年11月16日（木）～平成29年12月15日（金）
回収数	530票
回収率	44.2%

アンケート調査
から見える斑鳩町の
地域性・住民性



●地域について考えていること

歴史的な風土に愛着を感じている人が多く、これからも本町に住み続けたいと考える人も多くなっています。そのため、子育て世帯が本町で子育ての希望を叶えることができ、高齢期も安心して生活できる地域づくりを望む人が多い傾向にあると考えられます。

●現在の生活について考えていること

現在の生活に満足している人は多いものの、将来に対する不安も感じています。特に、高齢期以降の自分自身や家族のことに不安を感じる人が多くなっています。



●福祉について考えていること

福祉に一定の理解があり、福祉を必要とする人を切り捨てるような考えの人は少なく、地域住民と行政との助け合い（共助）を重視する考えの人が多くなっており、安否確認や災害時などの手助けで貢献できると考える人が多い傾向にあります。

また、福祉に関心がある人が多く、福祉への関心が高い人は近所との交流もあり、地域活動に参加している人も多くなっています。一方で、関心のある福祉の分野は高齢者福祉に偏る傾向があります。



●住民同士の交流の様子

住民同士は、世間話や挨拶を交わすなど、ある程度の交流をしている人が多くなっています。また、無理のない範囲で地域における活動に参加したり、自治会活動の役割も果たしています。



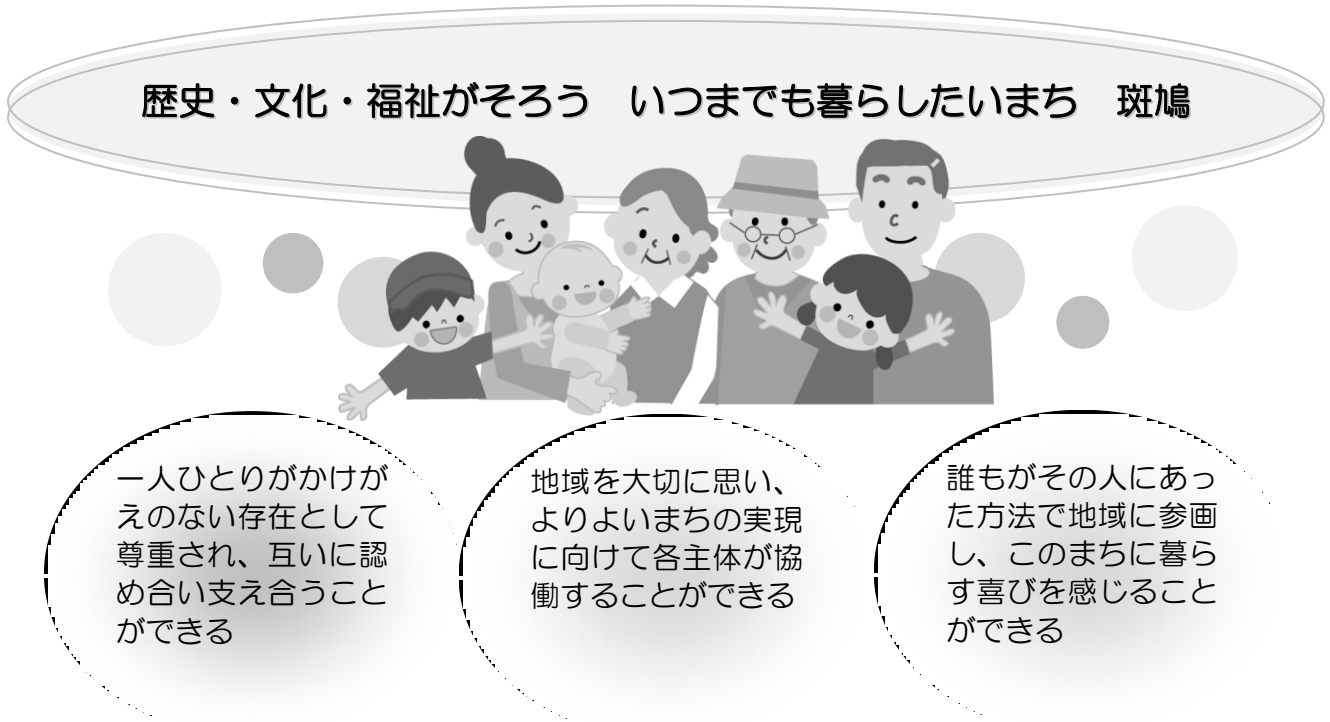
地域福祉の推進
に向けた課題

- 誰もがいつまでも安心して暮らせる地域づくり
- 様々な生活不安の解消につながる支援の充実
- 対象を明確にした施策の展開
- 地域の魅力の再発見と愛着の醸成
- 地域課題に対する当事者意識の醸成
- 地域住民の相談を受け止める場の構築

3. 計画の考え方

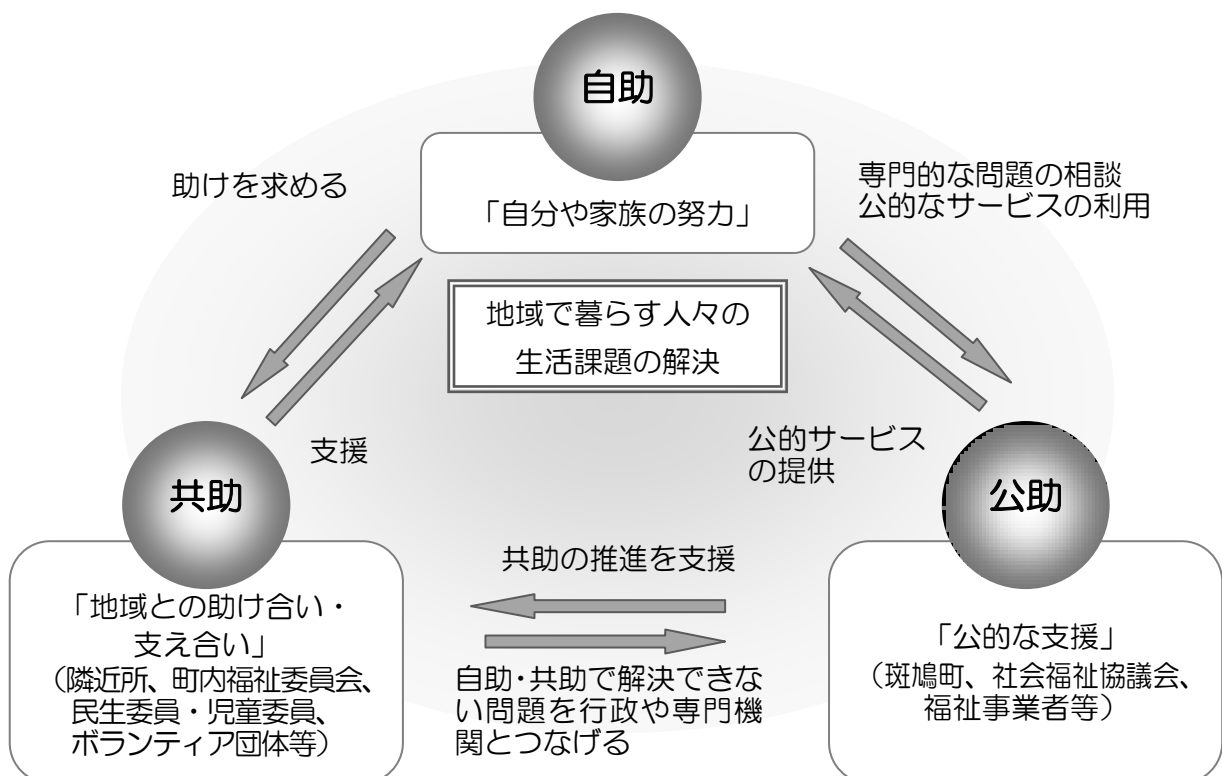
(1) 基本理念

歴史と文化が彩る本町において、共に暮らす人々が思いやりの心を育み、互いを尊重し助け合い、支え合うことにより、誰もがいつまでも住みよいまちを共に築いていくことができる社会を目指し、『歴史・文化・福祉がそろそろ いつまでも暮らしたいまち 斑鳩』を基本理念に掲げ、本計画を推進します。



(2) 地域福祉の推進

地域で暮らす人々の生活課題を解決していくためには、「自助」「共助」「公助」の立場にある人や組織がそれぞれの力を発揮するとともに、連携をはかることができる地域福祉のネットワークづくりが重要です。



4. 具体的な取り組み

基本目標

1

安心して生活できる地域づくり



(1) 親子が生活しやすいまちづくりの推進

- ①良好な子育て環境づくり
- ③ひとを大切にすまちづくり

②斑鳩を身近に感じる郷土愛の育成

(2) 健康寿命の延伸と生きがいくりの支援

- ①健康づくりの意識啓発

②生きがいくりの支援

(3) 現在と将来の不安の解消に向けた情報発信

- ①情報提供の充実

②不安や心配ごとの解消

(4) バリアフリーの推進と安心安全環境の整備

- ①安心、安全で快適に生活できるまちづくり

②防犯・防災・減災対策の強化



住民一人ひとりにできること

《無理のない範囲で、ご自分にできることから取り組んでみましょう》

- 町の歴史や文化について学んだり、地域行事やボランティア活動に参加したりしながら、地域への関心を深めましょう。
- 児童虐待があった場合や、その可能性に気づいた場合は、ためらわずに関係機関に通報し、子どもの保護に協力しましょう。
- 差別や偏見のない社会をつくるため、人権教育セミナーや啓発活動に参加しましょう。
- 健康寿命の延伸につながるように、定期的に健康診断や健康相談を受け、規則正しい生活習慣と心身の健康維持に努めましょう。
- 興味のある講座や教室に参加し、様々な人との交流を持つことによって、より充実した生活を送りましょう。
- 住んでいる地域の防災情報は特に気をつけて確認し、避難行動の準備などに活用しましょう。また、災害発生などの避難時には、できる範囲で避難に支援を必要とする人への支援を実施しましょう。
- 「広報斑鳩」や町のホームページなどで相談窓口の情報を確認し、悩みごとや心配ごとがあるときは一人で抱え込まず、相談窓口や身近な人に相談しましょう。
- 交差点や駅のホーム、階段などで移動に支援を必要とする人に気づいたら、声をかけ手助けしましょう。
- 日頃から防災用品や避難場所、避難経路を確認し、防災の意識を高めましょう。また、避難時に必要な支援や医療情報について、身近な人に伝えましょう。

地域福祉の現場から～地域福祉の課題として感じること



ボランティア活動の活性化。
活動者の高齢化や担い手不足など。
(ボランティア団体 70代・男性)



人と人とのつながりの希薄化による地域活動の衰退。
(社会福祉協議会 40代・男性)

高齢化によるニーズの変化。
関係各所との連携が重要。
福祉分野で働くスタッフの確保が困難。
仕事に対する魅力の発信。
(NPO 法人 30代・男性)



基本目標

2 地域を支える人づくり

(1) 地域福祉活動の活性化

- ①福祉に関わる人材の育成
- ②地域福祉の拠点づくりの推進

(2) 誰もが過度な負担なく役割をもつことのできる体制づくり

- ①男女共同参画の推進
- ②ボランティア活動の推進
- ③住民活動の支援・相談

(3) 社会福祉協議会との協働

- ①社会福祉協議会との協働

(4) 地域の社会福祉法人・NPO法人等との連携

- ①地域の社会福祉法人・NPO法人等との連携



住民一人ひとりにできること

《無理のない範囲で、ご自分にできることから取り組んでみましょう》

- 地域福祉活動に積極的に参加し、理解や関心を深めましょう。
- 性別や年齢、障害の有無などで隔てられることなく誰もが尊重され、家庭や、地域、社会の中で一人ひとりが個性や能力を発揮できるように、男女共同参画への理解を深めましょう。
- 社協だよりなどを通じて社会福祉協議会の活動に関心を持ち、福祉課題に対する理解を深めましょう。
- ボランティア活動などに積極的に参画し、社会福祉法人などと共に、地域の課題解決に取り組みましょう。

「民生委員・児童委員」を知っていますか

現在、斑鳩町では44名の民生児童委員と3名の主任児童委員がおられ、それぞれの地域において活動していらっしゃいます。民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、行政等の関係機関とのパイプ役となり、福祉のまちづくりを推進しています。また、民生委員は児童の見守りや子育ての相談などを行なう児童委員も兼ねています。

民生委員・児童委員には、地域住民の困りごとの相談や見守り、日頃の活動を通じて発見した地域の課題や支援を必要とする住民を行政機関等につなぐ役割を担っていただくとともに、住民が安心して生活できる福祉の地域づくりを行っていただいています。また、健康増進活動や防犯活動を通して、地域の課題の解消や、地域住民とのネットワークづくりも担っていただいています。



基本目標

3 互いに支え合えるネットワークづくり

(1) セクションを超越した支援体制と連携体制の構築

- ①関係機関・団体等との連携
- ②制度や分野の縦割りの解消に向けた推進体制の構築

(2) 誰もが担い手になれる仕組みづくり

- ①住民と行政の協働の促進
- ②参加と協働のまちづくりの推進

(3) 身近な場所での課題発見と共に支え合える基盤づくり

- ①地域で助け合い、支え合う仕組みづくり
- ②地域コミュニティづくり

住民一人ひとりにできること

《無理のない範囲で、ご自分にできることから取り組んでみましょう》

- 「広報斑鳩」や町のホームページ、相談窓口などを活用し、本町で利用できる様々な支援制度や福祉サービスについて理解を深めましょう。
- 地域に対して自らはどのような関わりが可能かを考え、地域福祉の担い手として、挨拶や声かけなどできることから住民相互の交流を進め、互いに助け合い、支え合う関係を築きましょう。
- 積極的に住民団体の活動に参加し、住民同士の交流を通じて支援を必要としている人の存在に気づいたり、地域の課題を見つけましょう。

「制度の狭間」にある地域の課題

一人ひとり多様化する悩みや困りごとに対し、従来の福祉のあり方だけでは必要な支援が行き届かない事例も生じています。このような状況を「制度の狭間」と呼んでいます。

地域福祉計画は、このような「制度の狭間」にある困りごとを、行政と住民が協働し共に助け合い支え合って解決することを目指すものです。行政はもとより、住民の皆様も地域の課題を「我が事」として受け止め、それぞれの立場でできることをはじめる一歩として解決のために参画していくことが大切です。

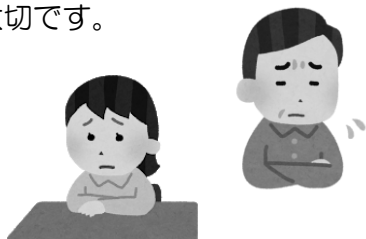
行政の役割

- ・「制度の狭間」の問題は、一つの部署だけで解決できるとは限りません。これまで以上に、それぞれが問題意識を持ち、課題の解決に向けて連携して取り組む姿勢や人材の育成が重要です。
- ・各種事業を行うなかで、常に地域福祉の視点に立ち、孤立や孤独の解消の手段や、潜在化されたニーズの拾い上げを行う必要があります

住民の役割

- ・孤立や孤独の程度は、それぞれ異なりますが、誰しものが抱える課題です。家庭や地域のつながりを大切にしながら、そのつながりの確認を行うとともに、周囲への関心や理解を進めて、孤立や孤独が生じない地域づくりを自らが行うことが大切です。

「制度の狭間」にある課題は行政だけでは解決が難しく、地域の住民やボランティア、福祉関係団体等多様な主体による助け合い、支え合いが不可欠です。



4. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

① 庁内関係各課の連携

本計画は、保健・福祉・医療・介護をはじめ、教育、就労、まちづくりなど、多様な分野が関連する計画です。そのため、部課長会などの機会を通して、町が行う各事業などに地域福祉計画の視点を取り入れつつ、地域の関係団体などとの協働・連携のもとで計画を推進していきます。また、関係各課が緊密な連携と情報共有をはかりながら、計画の適正な推進と進捗管理を行っていきます。さらに、組織の機構改革を行うなど、計画の推進にあわせた組織機能についても見直しを行います。



② 関係機関・団体との連携

協働のまちづくりや、個別の支援に関わる斑鳩町社会福祉協議会や保健・福祉・医療の関係機関、社会福祉法人、サービス事業者、ボランティア団体などとの連携を強化し、役割分担と協働のもとで計画を推進します。

③ コミュニティソーシャルワーカーの育成

職員の研修などを通じて、制度の狭間にいる当事者に適切かつ積極的に対応できるコミュニティソーシャルワーカーなどの人材育成を行い、個別の課題を通して、福祉機能を充実します。また、社会資源の開発やサービスの仕組みづくりも行います。

(2) 計画の進捗管理体制

計画を着実に推進していくために、斑鳩町地域福祉計画推進協議会において定期的に進捗状況を点検します。また、国や県の動向を踏まえるとともに本町の他計画の進捗状況との整合をはかるため、必要に応じて内容を見直し、時流に沿った施策を実施していきます。

(3) 計画の周知・広報

町内の誰もが地域福祉に対する関心を高め、主体的に参画していくことができるように、計画の内容を町の広報やホームページ等に掲載するなど、周知を行います。また、町職員が本計画について出前講座を行うなど、様々な機会を捉えて住民への浸透をはかります。

斑鳩町地域福祉計画概要版

平成 31 年 3 月

斑鳩町役場 福祉子ども課
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 3 丁目 7 番 12 号
電話 (0745) 74-1001
FAX (0745) 74-1011